

3月定例教育委員会 資料	
年月日	平成28年3月22日
担当課	教育委員会 教育総務課

議案第19号 鳥取市教育振興基本計画の策定について

鳥取市教育振興計画の策定（案）要綱

1 策定の目的

教育基本法第17条第2項に基づき、本市の教育の振興のための施策に関する基本計画を策定することを目的とします。

2 策定内容

鳥取市教育振興基本計画（平成28年度～32年度）

別紙のとおり

（参考） ○教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号） 抜粋

（教育振興基本計画）

第十七条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

議案第19号

鳥取市教育振興基本計画の策定について

鳥取市教育振興基本計画（平成28年度～平成32年度）を次のとおり定める。

平成28年3月22日提出

鳥取市教育委員会
教育長 木下 法広

記

鳥取市教育振興基本計画（平成28年度～32年度）
別紙のとおり

提案理由

教育基本法第17条第2項に基づき定めた本市の教育の振興のための施策に関する基本計画を策定するためである。